

議第98号

南丹都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南丹都市計画生産緑地地区を次のとおり変更する。

南丹都市計画生産緑地地区の変更（亀岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位置	面積(ha)	備考
124	篠町王子下上牧	約 0.31	地区面積の変更 (約 0.21ha 追加)
(既決定地区) 139 地区	139 地区	約 33.63	上記変更に係る地区を除く
合計	140 地区	約 33.94	

※面積の表示については小数点以下第2位まで（第3位を四捨五入）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、市街化区域内における農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的な緑地保全及び環境機能の増進を図るため、本案のとおり変更するものである。

新 旧 対 照 表

	新	旧	備 考
面積 (ha)	約 33.94	約 33.72	地区面積の変更 (約 0.21ha 追加)
地 区 数	140	140	—

※面積の表示については小数点以下第2位まで (第3位を四捨五入)

南丹都市計画生産緑地地区の変更（亀岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のとおり変更する。

地区番号	位 置	面 積 (ha)	備 考
1	千代川町今津2丁目	約 0.06	
2	千代川町今津2丁目・3丁目	約 0.53	
4	千代川町高野林高ノ畑・北ノ田	約 0.06	
5	千代川町小林北ノ田	約 0.11	
6	千代川町高野林高ノ畑	約 0.09	
7	千代川町高野林腰前	約 0.15	
8	千代川町高野林高ノ畑・腰前	約 0.10	
9	千代川町小林北ノ田	約 0.23	
10	千代川町小林北ノ田	約 0.21	
11	千代川町小林北ノ田	約 0.52	
12	千代川町小林美都路	約 0.09	
15	千代川町小林北ノ田	約 0.08	
16	千代川町小林北ノ田	約 0.57	
17	千代川町小林植田・北ノ田	約 0.40	
18	千代川町小林美都路	約 0.11	
19	千代川町小林植田・美都路	約 0.52	
20	大井町小金岐北浦	約 0.06	
21	千代川町小林西芝	約 0.10	
23	千代川町小林植田・北ノ田	約 0.16	
24	千代川町小林植田	約 0.23	
25	千代川町小林植田	約 0.18	
28	千代川町小林下戸	約 0.14	
30	千代川町小林前田	約 0.11	
31	千代川町小林前田	約 0.25	
32	大井町小金岐2丁目	約 0.15	
34	大井町小金岐3丁目	約 0.16	
35	大井町土田1丁目	約 0.07	
37	大井町土田1丁目	約 0.10	
38	大井町土田1丁目	約 0.13	
39	大井町土田1丁目	約 0.09	
40	大井町土田1丁目	約 0.05	
42	大井町並河3丁目	約 0.24	
45	大井町並河新戸・余部町新堂	約 0.34	
47	大井町並河坂井	約 0.12	
50	余部町北町川筋	約 0.40	
51	余部町北町川筋	約 0.14	
52	余部町上条・天神又	約 0.83	
53	余部町天神又	約 0.07	

地区番号	位 置	面 積 (ha)	備 考
54	余部町天神又	約 0.05	
55	余部町中条・天神又	約 0.51	
56	余部町榿又	約 0.22	
58	余部町榿又	約 0.06	
59	安町中畠	約 0.05	
60	南郷町	約 0.07	
61	荒塚町鍛冶ヶ嶋	約 0.13	
62	安町大池	約 0.11	
63	荒塚町2丁目・鍛冶ヶ嶋	約 0.31	
64	荒塚町1丁目	約 0.11	
65	下矢田町1丁目	約 0.07	
66	下矢田町2丁目	約 0.17	
67	下矢田町4丁目	約 0.14	
68	下矢田町3丁目	約 0.11	
69	古世町1丁目	約 0.05	
70	古世町西向林	約 0.12	
71	西つつじヶ丘五月台2丁目	約 0.10	
72	上矢田町下垣内	約 0.23	
73	中矢田町馬場ノ溝	約 0.07	
74	上矢田町下垣内	約 0.06	
75	上矢田町東垣内	約 0.05	
77	北古世町2丁目	約 0.06	
79	三宅町2丁目	約 0.12	
80	三宅町2丁目	約 0.24	
81	篠町浄法寺松岡	約 0.26	
82	篠町浄法寺中村・土取・茱萸谷	約 0.47	
83	篠町浄法寺土取	約 0.07	
84	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.21	
85	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.58	
86	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 1.10	
87	篠町柏原石垣	約 0.55	
88	篠町柏原田中	約 0.44	
89	篠町柏原中又	約 0.15	
90	篠町柏原中又	約 0.15	
92	篠町広田1丁目	約 0.06	
93	篠町広田2丁目	約 0.19	
94	篠町広田2丁目	約 0.22	
95	篠町広田2丁目	約 0.15	
96	篠町篠見晴	約 0.18	
97	篠町馬堀東垣内	約 0.09	

地区 番号	位 置	面 積 (ha)	備 考
98	篠町馬堀池ノ下・南垣内	約 0.14	
99	篠町馬堀向端	約 0.29	
100	篠町馬堀池ノ下	約 0.12	
101	篠町篠下北裏	約 0.21	
102	篠町篠下西裏・馬堀伊賀ノ辻	約 0.18	
103	篠町野条イカノ辻南	約 0.22	
104	篠町森山先	約 0.29	
105	篠町野条馬場前	約 0.07	
106	篠町森下タン条	約 0.21	
107	篠町森下垣内	約 0.28	
108	篠町篠観音芝	約 0.08	
109	篠町篠上北裏	約 0.39	
110	篠町篠中北裏・上北裏・八幡裏	約 0.76	
112	篠町篠上中筋	約 0.24	
113	篠町篠上西裏	約 0.05	
114	篠町篠上西裏	約 1.09	
115	篠町篠中西裏	約 0.31	
116	篠町篠中西裏	約 0.24	
117	篠町篠中西裏	約 0.18	
118	篠町野条井ホラ	約 0.19	
119	篠町野条上又	約 0.30	
120	篠町篠上西裏	約 0.11	
122	篠町篠新畑田	約 0.84	
123	篠町王子下上牧	約 0.11	
124	篠町王子下上牧	約 0.31	約0.21ha 追加
125	篠町野条上又	約 0.19	
128	篠町夕日ヶ丘三丁目	約 0.45	
129	篠町篠合戦野	約 0.05	
131	篠町篠下西山	約 0.21	
132	篠町夕日ヶ丘三丁目	約 0.11	
133	篠町夕日ヶ丘三丁目・篠町篠牧田	約 0.28	
134	篠町篠牧田	約 0.19	
135	篠町夕日ヶ丘三丁目	約 0.20	
136	篠町篠下長尾	約 0.22	
137	篠町篠牧田	約 0.10	
138	篠町篠芦原・松ヶ池	約 2.16	
139	篠町篠鍋倉	約 0.05	
140	篠町篠鍋倉	約 0.07	
141	篠町王子門田	約 0.05	
142	篠町王子門田・篠上西山	約 1.13	

地区 番号	位 置	面 積 (ha)	備 考
143	篠町篠上西山	約 0.15	
144	曾我部町南条南浦竹	約 0.11	
146	曾我部町南条中向田	約 0.08	
149	曾我部町寺万多羅	約 0.74	
150	曾我部町寺蔵床	約 0.08	
151	曾我部町寺門ノ裏	約 0.08	
152	曾我部町寺杉ノ本	約 0.10	
154	曾我部町寺長繩手	約 0.27	
155	曾我部町寺城ヶ裏	約 0.12	
156	曾我部町寺北条	約 0.09	
157	曾我部町寺貝ノ庄・北条	約 0.85	
158	大井町並河新戸	約 0.10	
159	大井町並河新戸・余部町新堂	約 0.28	
160	篠町馬堀池ノ下	約 0.10	
161	大井町並河熊田	約 0.10	
163	大井町並河前脇	約 0.07	
164	大井町並河前脇	約 0.15	
165	篠町篠下西山	約 0.10	
166	篠町篠下西山	約 0.09	
167	篠町篠牧田	約 0.25	
168	篠町浄法寺茱萸谷・土取	約 0.67	
169	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.65	
	合計 140地区	約 33.94	約0.21ha 追加

変 更 理 由 説 明 書

現在、本市においては、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら市街化区域内における環境機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な市街地環境の保全を図るため、都市計画法及び生産緑地法に基づき、140地区、約33.72haを生産緑地地区として都市計画決定している。

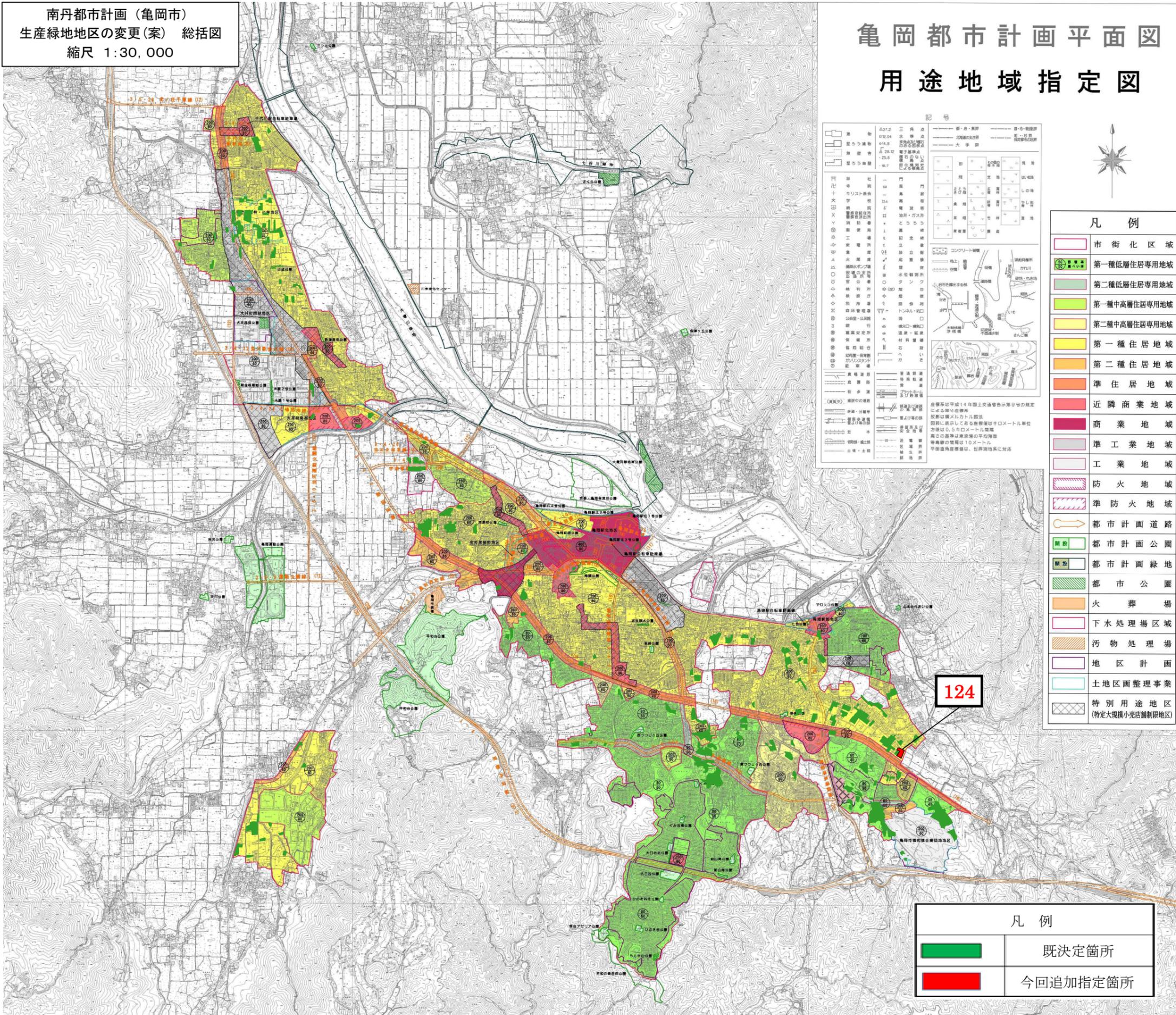
今回、生産緑地地区の指定要望があった農地について、土地利用の状況や周辺の市街化の動向等を勘案し、新たに生産緑地地区に指定し都市緑地として保全することで、都市的土地利用との調整を図りつつ、隣接する既存の生産緑地と一体となって環境機能の増進を図るものである。

なお、今回の地区面積の変更（増加）により、生産緑地地区数は140地区、生産緑地地区面積は約0.21ha増加し、約33.94haとなる。

計 画 付 図

南丹都市計画（亀岡市）
生産緑地地区の変更(案) 総括図
縮尺 1:30,000

亀岡都市計画平面図 用途地域指定図



記号

▲37.2	三角点	○	市街化区域
○12.04	水準点	■	第一種低層住居専用地域
○14.8	宗廟神社等	■	第二種低層住居専用地域
▲26.0	数字標高点	■	第一種中高層住居専用地域
▲16.7	数字標高点	■	第二種中高層住居専用地域
	数字標高点	■	第一種住居地域
	数字標高点	■	第二種住居地域
	数字標高点	■	準住居地域
	数字標高点	■	近隣商業地域
	数字標高点	■	商業地域
	数字標高点	■	準工業地域
	数字標高点	■	工業地域
	数字標高点	■	防火地域
	数字標高点	■	準防火地域
	数字標高点	■	都市計画道路
	数字標高点	■	都市計画公園
	数字標高点	■	都市計画緑地
	数字標高点	■	都市公園
	数字標高点	■	火葬場
	数字標高点	■	下水処理場区域
	数字標高点	■	汚物処理場
	数字標高点	■	地区計画
	数字標高点	■	土地区画整理事業
	数字標高点	■	特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)

凡例

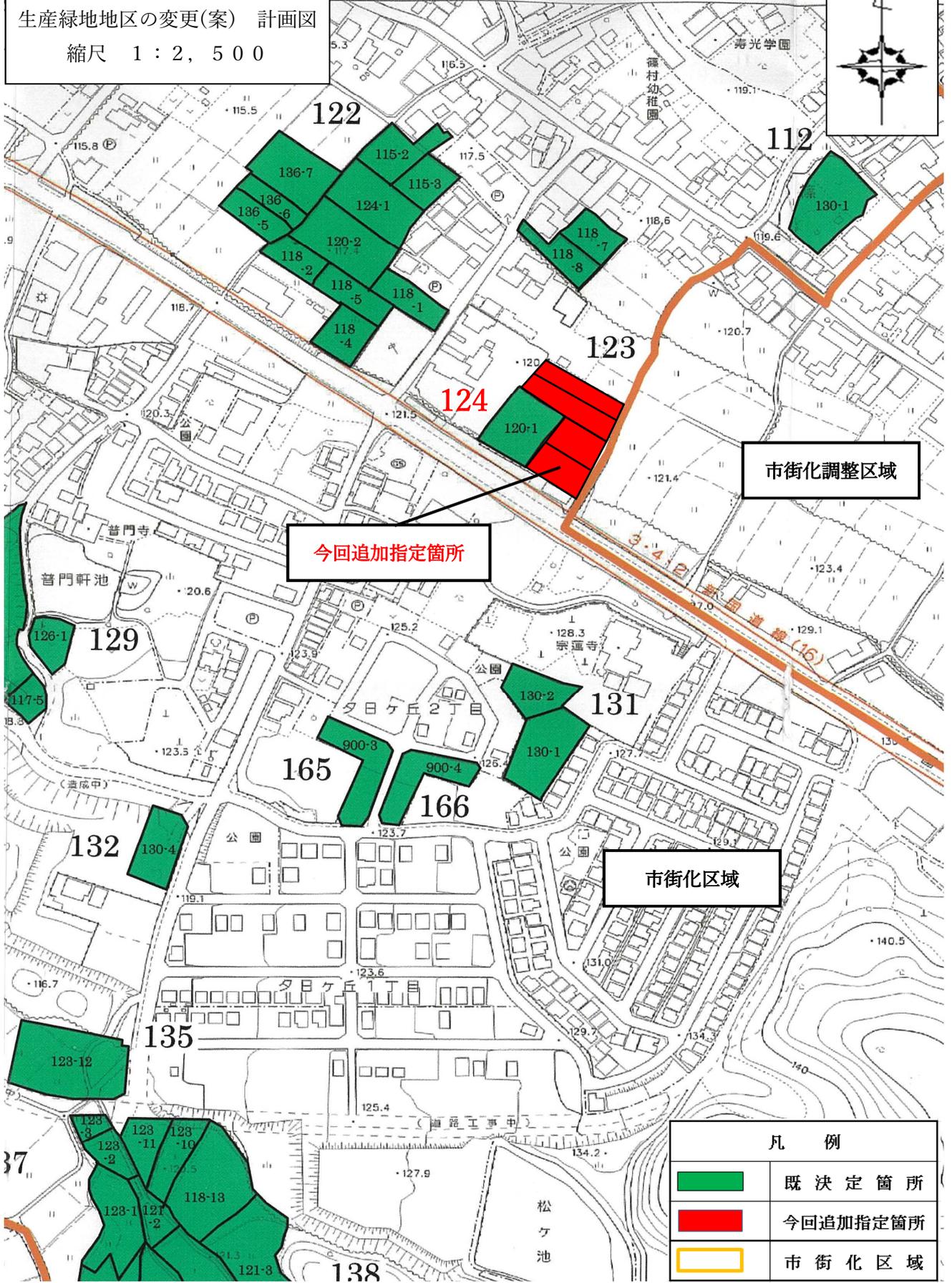
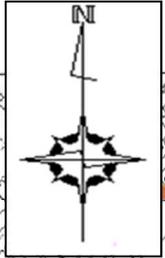
市街化区域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
防火地域
準防火地域
都市計画道路
都市計画公園
都市計画緑地
都市公園
火葬場
下水処理場区域
汚物処理場
地区計画
土地区画整理事業
特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)

124

凡例

■	既決定箇所
■	今回追加指定箇所

南丹都市計画（亀岡市）
 生産緑地地区の変更(案) 計画図
 縮尺 1 : 2, 500



今回追加指定箇所

市街化調整区域

市街化区域

凡 例	
	既 決 定 箇 所
	今 回 追 加 指 定 箇 所
	市 街 化 区 域